

1. December ご案内 改正情報

7日 大雪, 21日 冬至, 23日 天皇誕生日,

25日 クリスマス, 31日 大晦日

<16日 衆議院選挙投票>

弊所の年末年始休業は 12/29 (土) ~ 1/3 (木)

<賞与支払届>

賞与の時期となり、支給後5日以内に「賞与支払届」を出します。各事業所様に支払届の書類が届いています。

予定月が社会保険事務所に登録されており、予定月に支給しない場合でも「不支給」として書類を提出しなければなりません。保険料計算では、月々の給与と同じ料率です（※月々は標準報酬月額による料率表からですが、賞与の場合は下記の②によりその額に料率を乗じます）☆9月に厚生年金の保険料率が変更されていますので、設定変更を忘れないようにしてください。注意点は以下の通りです。

- ① 賞与の保険料計算の対象支給額の上限・・・健康保険は年度の累計額で540万円が上限
厚生年金保険は150万円
- ② 賞与の額の1,000円未満の端数は切り捨てて計算
- ③ 本人からは、健康保険 49.85 / 1000 (愛知県)、介護保険 7.75 / 1000、
厚生年金保険 83.83 / 1000 注※健康保険料率は愛知県の場合
- ④ 雇用保険も月々給与と同様 5 / 1000 (建設の事業は6 / 1000)
- ⑤ 賞与支給後に月末日以外の退職者は要注意です。今月が被保険者ではなかったこととなり、保険料徴収が不要となります。



竜安寺「石庭」2012.11.25

2. 名言名句

「運命をあざ笑うものが幸運を手に入れるだろう。」ベンジャミン・ディストレイ

3. 法律ワンポイント 定年延長と特別支給の老齢厚生年金の関係は

来年度H25.4.1以降に60歳になる男性の方(S28.4.2以降の生まれ)については、老齢厚生年金が61歳以降の支給となります。給与の引き下げによる月額変更ではなく、同日喪失取得がこれまでは可能でしたが、61歳支給以降の方の場合には60歳~61歳まではこの方法を取ることはできません(特別支給の老齢厚生年金に受給者が対象という根拠から)。一方で高年齢雇用継続給付は60歳から可能ですので、最適給与シミュレーションが2段階想定で60~61歳の間は厳しいシミュレーションとなるケースが多いでしょう。この期間についての給与設定は慎重にならざるを得ません。

高年齢者雇用安定法の改正においては、H25.4.1以降、原則「61歳までは希望者全員の雇用義務」となり、来年3月までに就業規則の変更準備が必要です。指針が先月出ましたが、指針の中で「心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等」従業員として職責を果たしえないものは除外できるとして、定年前でも解雇条項に相当するような内容についてあえて掲げられています。「普通退職や解雇条項に該当しない者」という文言をあえて入れておき、61歳以降については

労使協定で更に条件で限定することができます。その段階的な期間日程については、「①期間表」又は「②生年月日による区分表」のどちらかで示します。その表は下記のとおりとなります。②の方が判りやすいと考えます。

①期間表

平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	61 歳まで
平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	62 歳まで
平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日	63 歳まで
平成 34 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日	64 歳まで
平成 37 年 4 月 1 日～（希望者全員の 65 歳までの継続雇用）	

又は②生年月日による区分表

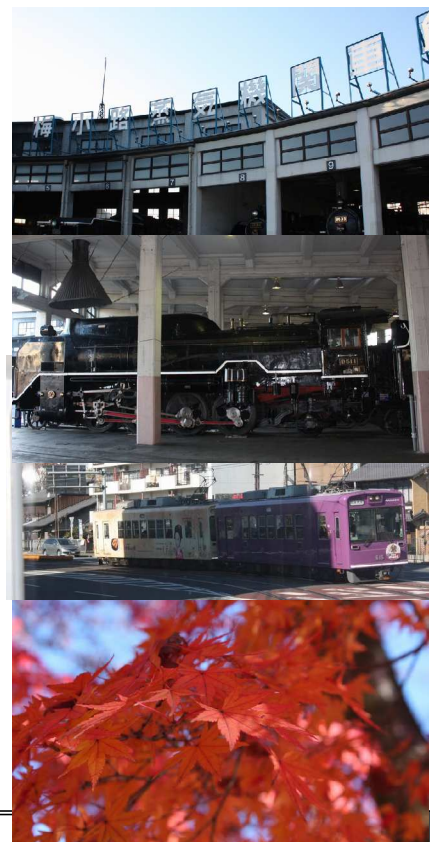
生年月日による区分	基準適用可能年齢
昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 30 年 4 月 1 日までに生まれたもの	61 歳
昭和 30 年 4 月 2 日から昭和 32 年 4 月 1 日までに生まれたもの	62 歳
昭和 32 年 4 月 2 日から昭和 34 年 4 月 1 日までに生まれたもの	63 歳
昭和 34 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日までに生まれたもの	64 歳

4. 統計・情報

①厚生労働省は、今年6月1日時点での民間企業（従業員 56 人以上）で働く障害者の割合（**障害者雇用率**）が**全労働者の 1.69%**となり、前年の同じ時点より 0.04%増え、過去最高を更新したことを発表した。障害者雇用促進法により義務付けられている法定雇用率 1.8%を達成した企業は、昨年より 1.5%増の 46.8%だった。（11 月 15 日）

②厚生労働省は、新規学卒者の離職状況に関する調査結果を発表し、2009 年3月に大学を卒業して就職した 43 万人のうち 12 万人（約 28%）が3年以内に会社を辞めていることがわかった。業種別では「教育、学習支援業」（48.8%）、「宿泊、飲食サービス業」（48.5%）などの離職率が高かった。（11 月 1 日） 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移（厚生労働省） <http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/24.html>

③厚生労働省が「賃金基本統計調査」の結果を発表し、今年の大卒初任給が平均 19 万 9,600 円（前年比 1.2%減）だったことがわかった。企業規模別では、千人以上の大企業が 20 万 2,200 円（同 2.5%減）であったのに対し、10～99 人の小企業は 19 万 6,500 円（同 3.7%増）となり、初任給での格差は縮まった。（11 月 16 日）



先月の 11/24-25 に、大学3回生の三男のバンド活動の集大成のライブがあるので、紅葉の大混雑の京都へ行ってきました。ライブは盛況でした。翌日、まずは初めて京都タワーへ上り市内を俯瞰した後、今度は京福電気鉄道（通称：らんでん）に乗りました。始発駅の四条大宮から嵐山本線（専用軌道と路面軌道の混合があり実に面白い！）で「帷子の辻（かたびらのつじ）」で乗り換え、北野線で「御室（おむろ）」で下車、40 年前に小学校の修学旅行で訪れた「仁和寺」へ、「確か山門で学級写真撮影をしたはず、でもちょっと違うかな？」御室桜で有名ですが、紅葉も見事でした。その後、歩いて「竜安寺」へ「石庭」も初めて見ました。息子の下宿が金閣寺の近くでしたので、バスで 10 分「金閣寺」で下車、人気の洋食屋さん「いただき」で、息子とバンドの友人と 4 人で昼食。最後は、バスで京都駅へ向かう途中、「梅小路蒸気機関車館」が目に入り急ぎ下車。盛りだくさんの京都行きとなりました。帰ってから小学生の時のアルバムを見ると、山門で学級写真を撮ったのは「清水寺」だったのでした。

今年も1年、クライアントレターをお読みいただき誠に有難うございました。来年の干支は『巳』です。皆様にとって、日本にとって良い年になりますようにお祈り申し上げます。（S）